

第23回期 第13回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年7月18日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (中根松)	江田 利光
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

3件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第13回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、皆さんこんにちは。第13回浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、委員の皆様方におかれましてはいつものようにお忙しい中、また猛暑の中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。 先月もお話しましたが、タチアオイの花が一番上まで咲いたなと思いましたが、14日の日に梅雨明け宣言がなされました。梅雨明け宣言される前から大変な猛暑が続いておりまして、毎日、高温注意報が出ておりまして、マスコミ等では『スーパー猛暑』このような名目で謳っているところもございまして。毎日とにかくものすごい暑さですので、農作業中等に熱中症にならないように十分に水分や休息等を取りながら農作業に励んでいただきたいと思います。 我々、農業委員並びに推進委員に任命されて一年が経ちました。そんな中で今まで経験したことを活かして、もう一步踏み込んだ形で今年は活動していきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたしたいと思っております。 何度も申しますように大変暑い中ですので、上着を脱いで結構でございますので、本日も慎重なご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第13回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名、全員です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、8番、八旗正紀委員、9番、大河内一二委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 日程第3、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第30号、農地法第3条①について、里白石・福貴作地区推進委員、小宅正一委員の調査報告および意見を求めます。</p>

小宅委員	<p>はい。里白石・福貴作地区推進委員の小宅です。</p> <p>譲渡人、[]、[]さん、譲受人、[]、[]さん以下記載の通りです。7月8日に地区副担当の鈴木政吉さん、我妻秀雄さん、譲渡人の[]さんの4名で現地にて確認しましたが、今回の案件については何ら支障なく農地法の各項目にも該当せず問題ないとみてきました。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、[]さん、譲受人、[]さんです。[]さんですが、[]にお住まいだった[]さんの娘さんであります。現在は、[]さんのご家族は浅川には誰もおらず家も売却されております。相続を受けた[]さんも[]在住で、このまま農地を所有していても仕方がないということで、30年近く作付けしてもらっていた[]さんに今回贈与したいと申請がなされたものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、[]さんの経営状況および従事状況、さらには本議案の取得面積後の経営面積が23,062㎡となることなどからいずれにも該当しないものと思われます。以上でございます。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第30号①について、質疑ございませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第30号、農地法第3条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第30号、農地法第3条①は許可決定いたします。</p> <p>次に、議案第30号、農地法第3条②について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告および意見を求めます。</p>
小室委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室勝弘です。</p> <p>農地法第3条②について調査結果の報告と意見を申し上げます。譲渡人、[]、[]、[]さん、譲受人、[]さん、以下記載の通りです。</p> <p>先日、13日9時半より地区副担当角田一二委員さん及び譲受人の立会いの下、現地調査をしてまいりました。譲渡人につきましては仕事の関係上会えませんでした。電話をいただき確認したところ、間違いはないという事でした。今回の所有権の移転を受ける[]さんについては[]の代表者でも</p>

<p>会 長</p>	<p>あり、■■■■さんとは親戚関係でありまして、申請事由は■■■さんは高齢のため農地の管理が難しいため■■■さんに土地を引き渡して耕作してもらいたいとのことです。■■■さんも家庭菜園を行うという事でした。</p> <p>農地法第3条の第2項の第1号から第7号まで何ら問題なく許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたしたいと思います。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。譲渡人、■■■さん、譲受人、■■■さんの二人の関係ですが■■■さんの父、■■■さんが■■■さんといとこ関係であるということです。■■■さんは■■■にお住いの方ですが、相続により今回の畑2筆を取得されましたが、農地を所有しても自分で管理することができないということで、本家である■■■さんに話をし、今回贈与したいということで申請がなされたということです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、■■■さんの本議案の取得面積後の経営面積が3,753㎡となることなどからいずれにも該当しないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第30号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第30号、農地法第3条②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第30号、農地法第3条②は許可決定いたします。</p> <p>次に、議案第30号、農地法第3条③について、中根松地区推進委員、江田利光委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>江田委員</p>	<p>はい。中根松地区担当の推進委員の江田利光です。</p> <p>議案第30号農地法第3条の③について調査結果報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、■■■、■■■さん、譲受人、■■■、■■■さん以下記載の通りです。7月8日午後、地区副担当の会田嘉治委員及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。■■■さんと■■■さんは、同じ■■■地内であり、別紙に記載のとおり交換されていたのですが、■■■さんは交換された畑の名義変更の手続きが終わっていたのですが、■■■さんは父親との話し合いで交換されていたが名義変更はなされていなかったため申請されたとのことです。</p> <p>約30年以上前に■■■さんの父、■■■さんの交換の話し合いだったのですが、現在、■■■さんは農業者年金を受給されていることから受給に支障をきたすの</p>

	<p>で、息子さんの■■■さんの名義で変更申請をしたいという事です。農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく許可相当であると思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、補足説明ですが、ただいま推進委員さんより報告のありましたとおりでございます。本議案の■■■さんの取得面積後の経営面積も15,307㎡となることから農地法第3条第2項各号に該当するか否かについては、いずれも該当しないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第30号③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第30号、農地法第3条③について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第30号、農地法第3条③は許可決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>説明いたします。昨年も実施させていただきました、農業委員会の法令業務である農地利用状況調査ですが、国の農地法の運用通知により8月に実施することとされております。</p> <p>また、農地法第32条で規定された利用意向調査については、利用状況調査の結果を整理したのち、11月末までに翌年1月末までを回答期限として実施することとされております。</p> <p>利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただいたものです。内容については、県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。</p> <p>なお、調査の実施方法等の詳細については、先ほど、皆様に調査用図面、調査票のほか資料等をお配りさせていただいておりますが、後ほど書記より説明をさせていただきます。説明は以上となります。よろしくお願いたします</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明が終わりましたが、実施要領(案)について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p>

	(「異議なし」の声)
会 長	<p>それでは実施要領については案のとおり決定いたします。</p> <p>本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。</p>
会 長	なければ事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	<p>はい。まず一点目、次回総会ですが8月10日金曜日午後1時30分を予定しております。総会終了後、第2回浅川町農業委員会と関係機関、団体との連携会議を午後3時頃から予定しております。平成30年度前期農業委員研修会というのが8月28日ごろに郡山市で開催される予定になっております。8月の総会時に出席の取りまとめ等を行いますので予定の方よろしくをお願いします。</p> <p>先ほど申しました農地利用状況調査の詳細については木谷より説明申し上げます。</p>
木谷主査	(農地利用状況調査の実施方法について説明)
会 長	事務局の方から今後の日程および農地利用状況調査について報告、説明がございました。委員の皆さんから何か質問等があればお願いします。
川音委員	調査の一覧の記入例の中で意向調査内容という項目がありますが、そこでその他とありますがどんな事を指していますか。
木谷主査	意向調査の回答項目の中に、国の様式に5つありまして、一つ目が自分で耕作する。二つ目が自分で誰かに貸すとか売るとかいう回答。三つ目が農地中間管理事業を使いますという回答。もう一つが農協でやっている農地所有代理事業という回答。それ以外が五番でその他という項目がありまして自由に記載する形となっております。例えば荒れていません。とか、草刈り維持管理しています。とか色々自由に記載されておりまして、その関係で内容まで全部は記載できなかったのものでその他としか記載されておりません。もし、内容についてどのようなものか確認が必要な場合には、事務局に言っていただければ調査票にどのように記載されていたかお答えさせていただきます。
会 長	よろしいですか。
川音委員	はい。
8 番	図面の内容は去年と同じですか。
木谷主査	図面に使用されている航空写真自体は一緒です。変更されているのは去年の調査結果が反映されているという部分になります。A分類ですとかB分類はそれぞれの着色がなされて、非農地判定されたものや農地転用されたものは農地の着色

	<p>がなくなり、宅地や山林等と同様の形に変わっております。</p>
会 長	<p>それでは、あと自宅で図面等を見て分からないことがあったときには、事務局に確認してみてください。</p>
佐藤委員	<p>一つだけいいですか。この所有者の中で、代表者誰々という表記の方がいますが、これはどういうことなのでしょうか。</p>
木谷主査	<p>所有者については、基本的には1月1日時点の固定資産税台帳の所有者と突合されています。代表者誰々と言いますのは、相続があってまだ相続が確定されていない方は代表者誰々という共有の形となっております。</p>
佐藤委員	<p>代表者とあるのは、相続が決まっていない土地ということですね。</p>
木谷主査	<p>はい。</p>
川音委員	<p>所有者の中で去年まではこの人の名前だったのですが、死亡などで名義変更になってない人はどういう事ですか。</p>
木谷主査	<p>名義変更登記をした日にもよるのですが、固定資産税の課税日が1月1日なので、その前に名義変更登記がなされてる場合には、新しい方の名前になっているのですが、1月1日以降に名義変更登記した場合は、そこまでは反映されていないので、亡くなった方の名前になっているか、もしくは代表者誰々と言う形になっているかと思います。</p>
会 長	<p>あとそのほか何か確認事項等ございますか。</p>
江田委員	<p>今更ですが、前に配られた新しい農業委員の活動記録簿は何月から記載すればよろしかったですか。</p>
木谷主査	<p>4月からです。</p>
江田委員	<p>記載例が7月からになっているので、確認してみました。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>では、農地パトロールについては以上でよろしいですね。それでは、最後にそのほか何でも結構ですので、皆さんから何かありましたならお願いします。</p>
会 長	<p>ないようですので、それでは、以上を持ちまして第13回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)